

第55期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2019年3月27日（水曜日）
午前10時

開催場所 和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山
6階 ルグランA

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 当社と株式会社南大阪
電子計算センターとの
株式交換契約承認の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

目 次

■ 第55期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
（添付書類）	
■ 事業報告	16
■ 計算書類	38
■ 監査報告書	41

議決権行使期限

2019年3月26日（火曜日）
午後6時まで

株式会社サイバーリンクス
証券コード：3683

証券コード 3683
2019年3月8日

株主各位

和歌山市紀三井寺849番地の3
株式会社サイバーリンクス
代表取締役社長 村上恒夫

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2019年3月27日（水曜日）午前10時
(なお、受付開始時間は、午前9時15分を予定しております。)
2. 場 所 和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

◎報告事項 第55期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

◎決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 当社と株式会社南大阪電子計算センターとの株式交換契約承認の件
第3号議案 取締役2名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.cyber-l.co.jp>）に掲載しております。

- ①株主総会参考書類のうち株式会社南大阪電子計算センターの最終事業年度に係る計算書類等
②計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。
 - 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の内容について、修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.cyber-l.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第55期期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、将来の事業展開と経営基盤の充実のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針とし、利益の状況、翌期以降の収益の見通し、キャッシュ・フローの状況、及び配当性向などを総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき16円00銭 総額 77,481,520円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年3月28日

第2号議案 当社と株式会社南大阪電子計算センターとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社南大阪電子計算センター（以下「MCC」といいます。）は、2019年10月2日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、MCCを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことについて合意し、2019年2月13日の両社取締役会の決議に基づき、同日付をもって、株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認いただきたく存じます（本株式交換は、会社法第796条第2項に基づく簡易株式交換の要件を満たしておりますが、当社の株主の皆様のご意思を確認するため、本議案をお諮りするものです。なお、本株式交換は、会社法第796条第2項に基づく簡易株式交換の要件を満たしているため、株主の皆様に株式買取請求権は発生いたしません。）。

1. 本株式交換を行う理由

当社は、官公庁向けクラウドサービス分野において和歌山県内を中心におこなう営業基盤を構築する中、同分野のさらなる成長を図るために、中期経営計画において統合住民サービス等の新たなクラウドサービスの構築と全国への事業展開を進めております。

一方でMCCは、大阪府南部エリア、和歌山県及び奈良県の地方自治体向けに基幹システムの提供等を中心に事業展開しており、長年の実績に基づいた強固な営業基盤を構築しております。

MCCの事業は、当社事業との親和性、補完性が高く、両社が連携し、各々が官公庁や医療機関向け事業分野で培ってきたノウハウと営業基盤を活かし、シナジー効果を生み出すことにより、中期経営計画の推進を加速できると判断いたしました。

2. 本株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は以下のとおりであります。

株式交換契約書（写）

株式会社サイバーリンクス（以下「甲」という。）及び株式会社南大阪電子計算センター（以下「乙」という。）は、2019年2月13日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（株式交換の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換する（以下「本株式交換」という。）。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（1）甲：株式交換完全親会社

商号：株式会社サイバーリンクス

住所：和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

（2）乙：株式交換完全子会社

商号：株式会社南大阪電子計算センター

住所：大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号

（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式の合計数に33を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

- 2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式33株の割合をもって割り当てる。
- 3 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき処理するものとする。

(資本金及び準備金の額に関する事項)

第4条 本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金：0円
- (2) 資本準備金：会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額
- (3) 利益準備金：0円

(本株式交換の効力発生日)

第5条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2019年10月2日とする。ただし、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議し両社取締役会の承認に基づく合意の上、これを変更することができる。

(株主総会)

第6条 甲は、2019年3月27日に開催予定の定時株主総会（以下「甲定時株主総会」という。）において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

- 2 乙は、2019年3月25日に開催予定の臨時株主総会（以下「乙臨時株主総会」という。）において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 3 本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、甲定時株主総会及び乙臨時株主総会の開催日を変更することができる。

(会社財産の管理等)

第7条 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを実行する。

(剰余金の配当等)

第8条 乙は、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日（ただし、乙の定款に定める期末配当基準日（2019年9月30日）を除く。）とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

(本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

第9条 本契約締結日から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事象が発生し若しくは判明したとき（法令に基づき必要とされる関係官庁等による許認可、承認等が得られないことを含むが、これに限られない。）は、甲及び乙は、速やかに協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、①本効力発生日の前日までに、第6条に定める甲定期株主総会及び乙臨時株主総会において本契約の承認が得られないとき、又は②2019年6月末日までに、甲と乙の株主との間で、乙の発行済普通株式を合計70,293株譲り受ける旨の株式譲渡契約が締結されなかったときはその効力を失う。

(管轄裁判所)

第11条 本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(本契約に定めのない事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通ずつ保有するものとする。

2019年2月13日

甲：和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3
株式会社サイバーリンクス
代表取締役 村上 恒夫 ㊞

乙：大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号
株式会社南大阪電子計算センター
代表取締役 上岡 兼千代 ㊞

3. 会社法施行規則第193条（第5号及び第6号を除く。）に定める内容の概要

(1) 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	MCC (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当の内容	1	33.0
本株式交換により交付する株式数		普通株式：320,331株（予定）

(注) 1. MCC株式の取得

当社は、2019年2月13日開催の当社取締役会において、MCCの普通株式70,293株をその保有株主から譲り受けることを決議し（以下「本株式取得」といいます。）、2019年6月30日までに各相手先との間で株式譲渡契約を締結の上、2019年10月1日付で現金を対価としてMCCの普通株式を譲り受ける予定です。

2. 株式の割当比率

当社は、本株式交換により当社がMCCの発行済株式（本株式取得により当社が保有する予定のMCC株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるMCCの株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有するMCCの株式1株に対して、当社の普通株式33株を割り当て交付します（以下「本株式交換比率」といいます。）。なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することができます。

3. 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換により交付する株式数320,331株（予定）のすべてを新たに普通株式を発行することにより充当する予定であります。

4. 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主様が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

・単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

5. 1株に満たない端数の取り扱い

本株式交換に伴い、当社普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなるMCCの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、当社及びMCCから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、速水税務会計事務所を株式交換比率の算定に関する第三者機関として選定いたしました。

当社は当該第三者算定機関による算定結果を参考に、MCCとの間で、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、2019年2月13日付にて、最終的に本株式交換比率のとおり合意いたしました。

2) 算定に関する事項

a) 算定機関の名称並びに当社及び相手会社との関係

速水税務会計事務所は当社及びMCCから独立した算定機関であり、当社及びMCCの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

b) 算定の概要

上記1)「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、速水税務会計事務所に本株式交換比率の算定を依頼することといたしました。当社は、2019年2月13日開催の取締役会に先立ち、速水税務会計事務所より以下の算定結果を内容とする算定書を2019年2月12日付で受領しております。

速水税務会計事務所は、当社株式については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2019年2月12日を算定基準日として、算定基準日、算定基準日を含む直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各取引日における出来高加重平均価格を算定の基礎としております。）を用いて算定を行いました。

また、非上場会社であるMCCの株式価値については、貸借対照表上の資産及び負債を基礎として時価に基づく含み損益を反映させた純資産額によって株式価値を評価する手法となる修正簿価純資産

が、他の算定方法と比較して算定基準日における同社の株式価値を測定するのに有用と考え、修正簿価純資産法を採用して算定いたしました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	MCC	
市場株価法	修正簿価純資産法	31.93 ~ 35.08

なお、速水税務会計事務所は、上記株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、MCCの資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、個別の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。速水税務会計事務所による本株式交換比率の算定は、2019年2月12日現在までの上記情報等を反映したものであり、本株式交換比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

③ 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、当社が上場廃止になることはありません。

④ 公正性を担保するための措置

1) 第三者算定機関からの算定書の取得

当社は本株式交換の実施にあたり、本株式交換比率の公正性を担保するため、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼しました。なお、当社は、当該第三者算定機関より、合意された株式交換比率がそれぞれの株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

2) 独立した法律事務所からの助言

当社は、法務アドバイザーとして北浜法律事務所・外国法共同事業を起用し、法的な観点から諸手続き及び対応について助言を受けております。なお、北浜法律事務所・外国法共同事業は、当社及びMCCから独立しており、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

当社の取締役会及びMCCの取締役会のいずれにおきましても、本株式交換の相手方の役員又は従業員を兼務する者はおりませんが、MCCの代表取締役会長 上岡 兼千代氏及び代表取締役社長 宇治 保氏の両氏は、第3号議案 取締役2名選任の件が承認可決されることをもって、本株式交換の効力発生前に当社取締役に就任する予定です。なお、本株式交換を行うことを決議した当社の取締役会において、両氏は当社の意思決定に関与しておりません。

また、MCCにおきましては、両氏は当社の取締役に就任することが予定されていることから、利益相反回避の観点から、MCCの取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておりません。

なお、本株式交換を行うことを決議した当社の取締役会には利害関係を有しない独立社外取締役及び社外監査役が参加しております。

また、当社は、北浜法律事務所・外国法共同事業から本株式交換に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程に関する助言を受けております。

(2) 本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額に関する定めの相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりとします。かかる資本金及び準備金の額は、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断いたします。

資本金の額 : 0円

資本準備金の額：会社計算規則第39条の規定に従って別途当社が定める額

利益準備金の額 : 0円

上記処理は、会社計算規則及びその他公正な会計基準等に基づくものであり、また、当社の資本の状況その他の諸事情を総合的に判断した上で決定したものであり、相当であると考えております。

(3) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱いの相当性に関する事項

MCCは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はありません。

(4) 株式交換完全子会社に関する事項

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

MCCの最終事業年度（2017年10月1日から2018年9月30日まで）に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cyber-l.co.jp>) に掲載しております。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担
その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

(5) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① MCC株式の取得

前述のとおり、当社は、2019年2月13日開催の当社取締役会において、MCCの普通株式70,293株をその保有株主から譲り受けること（本株式取得）を決議し、2019年6月30日までに各相手先との間で株式譲渡契約を締結の上、2019年10月1日に現金を対価とし、MCCの普通株式を譲り受ける予定です。なお、本株式取得の相手先及び取得の対価の額等は現時点では確定しておりません。

② 多額な資金の借入

本株式取得の支払資金は、銀行借入により調達する予定です。

第3号議案 取締役2名選任の件

当社の経営体制の強化を目的に、新たに取締役2名の増員をお願いいたしましたと存じます。

なお、各候補者の選任の効力は、第2号議案「当社と株式会社南大阪電子計算センターとの株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

また、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
1	うえおかかねちよ 上岡 兼千代 (1928年2月18日生)	1969年12月 (株)南大阪電子計算センター設立 取締役 1977年9月 同社 代表取締役社長 2002年9月 同社 取締役会長 2005年12月 同社 代表取締役社長 2016年12月 同社 代表取締役会長(現任)	一株
2	うじたもつ 宇治 保 (1951年2月10日生)	1969年4月 住友金属工業(株)入社 1972年3月 同社 退社 1972年10月 (株)南大阪電子計算センター 入社 2005年12月 同社 取締役 2009年12月 同社 取締役副社長 2014年4月 同社 代表取締役副社長 2016年12月 同社 代表取締役社長(現任)	一株

- (注) 1. 上岡兼千代氏及び宇治保氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 上岡兼千代氏及び宇治保氏が代表取締役を務める株式会社南大阪電子計算センター(以下、MCCといいます。)は、当社の発行済株式総数の0.1%に相当する5,010株を所有しており、また同社は当社に対しソフトウェア保守を提供しております。
3. 上岡兼千代氏は、1969年にMCCを設立以降、同社の事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、選任をお願いするものであります。
4. 宇治保氏は、1972年にMCCに入社し、2005年より同社の取締役、2014年より同社の代表取締役として同社の事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断したため、選任をお願いするものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役前田史郎氏は、任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
佐藤正光 (1950年6月20日生)	1992年3月 北日本リティルネットワークシステムズ(株) 代表取締役 2000年1月 当社 取締役 2002年7月 当社 常務取締役 2003年9月 当社 取締役リティルネットワーク事業部長 2006年10月 当社 取締役総合管理部長 2007年3月 当社 常務取締役総合管理部長 2012年4月 当社 常務取締役 2013年3月 当社 専務取締役（現任）	17,780株

- (注) 1. 佐藤正光氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 同氏は、管理部門をはじめ長年にわたり当社の取締役を務めたことから、当社の事業に精通しております。また法務、財務及び会計に関する豊富な業務経験と幅広い見識から、取締役会に対しての助言・提言並びに当社の経営に対する監査・監督が期待できるものと考え、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現任の取締役でございますが、本議案が承認可決された場合は、本総会終結の時をもって取締役を辞任いたします。
4. 当社は、監査役が職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款において、監査役との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。監査役候補者である佐藤正光氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

[2018年1月1日から]
[2018年12月31日まで]

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直し、設備投資の増加、生産の緩やかな増加、企業収益・雇用情勢の改善等により、緩やかな回復基調が続いております。

当社の主要顧客である流通食品小売業におきましては、消費者のライフスタイルの変化などを背景に、他業態との競争が激化しております。また、一方では、人手不足や最低賃金の引き上げによる人件費の高騰といった課題にも直面しております。このように厳しさを増す経営環境を打開するためには、生産性向上の取り組みが急務となっております。

官公庁におきましては、情報システムに係る経費削減、住民サービス向上、災害・事故発生時の業務継続を目的とした情報システムの集約と共同利用（自治体クラウド）が推進されております。また、複数の自治体において、業務におけるA I（人工知能）の利用にかかる実証実験が行われるなど、新技術活用に向けた機運がますます高まっております。

このような状況のもと、当社は「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」を当社サービスのブランドコンセプトとして定め、「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」による安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスの提案を積極的に進めてまいりました。

携帯電話販売市場におきましては、低価格サービスを提供するMVNO事業者（注）の台頭に加え、通信キャリアへの新規参入により、今後、さらなる競争激化が予想されます。また、総務省による「消費者保護ルール実施状況」に関する調査の実施・公表等、携帯電話販売における業務の適正化が、より厳格に求められております。さらに、通信料金値下げの議論が活発化しており、通信キャリアの料金体系が抜本的に改定されるなど大きな環境変化が起こる可能性があります。

そのような中、当社は、サービス品質向上による差別化を図ることで、顧客満足度を高め、販売拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は9,685百万円（前期比0.7%増）、経常利益513百万円（前期比15.7%減）、当期純利益320百万円（前期比27.4%増）となりました。

なお、当事業年度におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。

<ITクラウド事業>

流通業向けクラウドサービス分野におきましては、当社の主力サービスである流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@r m s 基幹」を始めとするクラウドサービスの提供拡大により、定常収入（注）が増加しました。これにより、海外における専門店向け販売管理システム導入に伴う機器売上などスポット案件に係る売上は減少したものの、同分野の売上高は前事業年度を上回りました。他方、前事業年度にリリースした@r m s 基幹次期バージョンに係るソフトウェア償却費の増加や、A I 等にかかる研究開発投資の増加もあり、同分野の利益は前事業年度を下回りました。

官公庁向けクラウドサービス分野におきましても、定常収入は順調に増加しましたが、「自治体情報システム強靭性向上モデル」関連案件があった前事業年度に比べて機器売上等が減少したことにより、同分野の売上高は前事業年度を下回りました。他方、前事業年度に比べて相対的に利益率が向上したこと等により、同分野の利益は前事業年度を上回りました。

以上の結果、当セグメントの売上高は5,764百万円（前期比1.1%増）となりました。

<モバイルネットワーク事業>

モバイルネットワーク事業におきましては、販売業務の適正化が求められる中、顧客対応等におけるサービス品質で競合店との差別化を図った結果、スマートフォンの販売台数は前事業年度に比べて増加しましたが、フィーチャーフォンの販売台数の減少傾向が続き、携帯電話端末全体の販売台数は前事業年度を下回りました。また、携帯電話端末の販売単価の上昇に伴い、売上高は前事業年度をわずかに上回りましたが、ドコモ光（N T T ドコモが提供するプロードバンドサービス）獲得等の重点目標達成によるキャリアからのインセンティブ収入が前事業年度を下回ったこと等により、利益は前事業年度を下回りました。

以上の結果、当セグメントの売上高は3,920百万円（前期比0.1%増）となりました。

(注) 上記に用いられる用語は以下のとおりであります。

MVNO事業者：

携帯電話やPHSなどの物理的な移動体回線網を自社では持たないで、実際に保有する他の事業者から借りて（再販を受けて）、自社ブランドで通信サービスを行う事業者のこと。

定常収入：

情報処理料や保守料等の継続的に得られる収入で、安定収益の拡大を目指す当社独自の管理指標のこと。

セグメント別売上高

セグメント別	第54期 〔自 2017年1月1日 至 2017年12月31日〕		第55期（当期） 〔自 2018年1月1日 至 2018年12月31日〕		前 期 比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
I T ク ラ ウ ド 事 業	千円 5,700,229	% 59.3	千円 5,764,532	% 59.5	101.1
モバイルネットワーク事業	3,915,084	40.7	3,920,794	40.5	100.1
合 計	9,615,314	100.0	9,685,326	100.0	100.7

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は676百万円となり、その主なものは流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービスに関連するソフトウェアの取得及び機能追加の開発のほか、データセンター関連設備の増強等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金及び銀行借入金をもって充当いたしました。

(4) 事業の譲渡等の状況

①事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

②他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

③吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
の状況

該当事項はありません。

④他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(5) 対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな回復に向かうことが期待されます。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行きなど海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

情報サービス業界におきましては、クラウドサービスの活用が浸透し、高い成長を続けております。今後、A I 技術の進展が期待される中、新たな付加価値創出に伴い、市場は急速に拡大していくものと予測され、さらには全産業に及ぶ大きな産業構造の変革が起きる可能性も考えられます。

このような経営環境のもと、当社は「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」を当社サービスのブランドコンセプトとして定め、「シェアクラウド」による安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスの充実と積極的な展開を図り、当社のさらなる成長を実現するため、以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

① 安心、安全なクラウドサービスの提供

ITが幅広く経済活動を支える情報基盤となりつつあり、特にクラウドサービスにおいては自然災害、サイバー攻撃、システム障害、電力トラブルなどにより、万一停止した場合における企業活動等への影響は大きく、社会的に深刻な事態を招くおそれがあります。

当社のクラウドサービスが、流通サプライチェーンや地域住民の安心安全にかかる重要な役割を担っていることを強く認識し、サービスの安定性、安全性を高めることを目的に、災害対策のほか、災害時等においてもサービスを継続して提供するためのシステム復旧体制の構築、また、当社クラウドサービスの基盤となるハードウェア・ミドルウェアの運用管理を強化し、より安定的かつ継続的なサービス提供を実現してまいります。

② クラウドサービスの拡充

当社は、顧客が必要とするすべての機能をクラウド上で連携し、安価で高機能なサービスを提供することが当社の使命と考えております。クラウドへの関心が高まる中、各分野において、積極的なサービス開発に取り組むとともに、サービス拡充のスピードアップを図るため、資本提携や業務提携等の可能性を検討しながら進めてまいります。

③ IT技術の蓄積・応用

より高度で付加価値の高い競争力のあるサービスを提供していくため、機械学習・AIや、認証連携基盤等の先進的なIT技術への対応が重要であると認識しております。当社は、事業環境の変化にいち早く対応し、新たな価値を創造していくため、これらのIT技術の蓄積・応用に取り組んでまいります。

④ 人材の確保及び育成

当社の事業が継続して成長していくためには、これを支える優秀な人材の確保と育成が不可欠であると考えております。特に次世代を担う人材の育成が重要であると認識し、採用力の強化や待遇面の向上に努めるとともに、戦略立案力やリーダーシップを最大限に発揮できる人材育成に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

内部統制システムの適正な維持を重要な対処すべき課題と認識しております。引き続き、財務情報の精度及び正確性確保を目的に、経理体制の整備、適切な業務プロセスの構築に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 財産及び損益の状況

区分	期別	第52期	第53期	第54期	第55期(当期)
		2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
売上高(千円)		9,296,034	9,310,484	9,615,314	9,685,326
経常利益(千円)		726,961	588,201	609,610	513,801
当期純利益(千円)		428,694	333,785	251,549	320,356
1株当たり当期純利益(円)		89.18	68.95	51.96	66.15
総資産(千円)		5,164,941	5,419,761	5,786,943	6,195,639
純資産(千円)		3,150,208	3,434,765	3,636,814	3,891,280
1株当たり純資産(円)		648.50	704.26	743.35	793.50

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
 3. 第55期の状況は、「1. 会社の現況に関する事項（1）事業の経過及び成果」に記載のとおりです。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2018年12月31日現在）

食品流通業及び官公庁等の顧客向けに基幹業務システム等のクラウドサービスを提供する「ITクラウド事業」と、移動体通信機器の店舗販売を中心とする「モバイルネットワーク事業」を主要な事業内容としております。

(9) 主要な事業所（2018年12月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	和歌山県和歌山市
東 日 本 支 社	東京都港区
西 日 本 支 店	大阪市淀川区
海 南 支 店	和歌山県海南市
田 辺 支 店	和歌山県田辺市
シ ン ガ ポ ー ル 支 店	シンガポール
田 辺 営 業 所	和歌山県田辺市
新 宮 営 業 所	和歌山県新宮市
奈 良 営 業 所	奈良県奈良市
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中村区
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
札 幌 オ フ ィ ス	札幌市中央区
仙 台 オ フ ィ ス	仙台市青葉区
浜 松 町 オ フ ィ ス	東京都港区
静 岡 オ フ ィ ス	静岡市葵区
御 坊 サ ー ビ ス セ ン タ ー	和歌山県御坊市
ドコモショップ 南海市 駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ JR和歌山駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ 岩 出 店	和歌山県岩出市
ドコモショップ 田 辺 店	和歌山県田辺市
ドコモショップ 橋 本 店	和歌山県橋本市
ドコモショップ 橋 本 彩 の 台 店	和歌山県橋本市
ドコモショップ か つ ら ぎ 店	和歌山県伊都郡かつらぎ町

(10) 従業員の状況（2018年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減
476名	1名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（契約社員等）40名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先（2018年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社紀陽銀行	319,535
株式会社三菱UFJ銀行	294,979
株式会社みずほ銀行	37,979

2. 会社の株式に関する事項（2018年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,842,595株（自己株式160株を除く）
- (3) 株主数 3,990名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 サ イ バ ー コ ア	1,200,000株	24.78%
村 上 恒 夫	370,300株	7.65%
サ イ バ ー リ ン ク ス 従 業 員 持 株 会	268,520株	5.54%
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社	108,300株	2.24%
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	94,956株	1.96%
和 歌 山 県	84,117株	1.74%
堀 内 宏 行	76,300株	1.58%
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	72,972株	1.51%
富 士 通 株 式 会 社	70,020株	1.45%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	68,100株	1.41%

（注）持株比率は、発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

① 取締役（社外取締役を除く）の保有する新株予約権等

名称 (発行決議日)	新株予約 権の数	目的となる株式 の種類及び数	保有 者数	行使価額	行使期間
第1回株式報酬型新株予約権 (2015年3月27日)	84個	普通株式 8,400株	4名	1株当たり1円	2015年5月1日から 2045年4月30日まで
第2回株式報酬型新株予約権 (2016年3月29日)	127個	普通株式 12,700株	4名	1株当たり1円	2016年4月29日から 2046年4月28日まで
第3回株式報酬型新株予約権 (2017年3月28日)	115個	普通株式 11,500株	4名	1株当たり1円	2017年4月18日から 2047年4月17日まで
第4回株式報酬型新株予約権 (2018年3月27日)	112個	普通株式 11,200株	5名	1株当たり1円	2018年4月17日から 2048年4月16日まで

(注) 本新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

② 社外取締役の保有する新株予約権等
該当事項はありません。

③ 監査役の保有する新株予約権等
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 上 恒 夫	
専務取締役	佐 藤 正 光	
常務取締役	東 直 樹	
常務取締役	湯 川 隆 志	
取 締 役	秀 祐 而	
取 締 役	桂 靖 雄	
常勤監査役	前 田 史 郎	
監 査 役	水 城 実	水城会計事務所 所長 株式会社真善美経営コンサルティング 代表取締役 株式会社タカショ一 監査役
監 査 役	潰 瀧 順 一	

- (注) 1. 桂靖雄氏は、社外取締役であります。
2. 前田史郎氏、水城実氏及び潰瀧順一氏は、社外監査役であります。
3. 前田史郎氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 水城実氏は、税理士、社会保険労務士として専門知識を有しており、税務及び企業管理全般に関する知見を有するものであります。
5. 当社は、桂靖雄氏、水城実氏及び潰瀧順一氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 桂靖雄氏は、2019年1月25日付で株式会社エイチ・アイ・エスの社外取締役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	人 6 (1)	千円 113,257 (3,000)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	14,160 (14,160)
合計	9	127,417

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役11,737千円）を含んでおります。
2. 1999年12月6日開催の株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額150,000千円以内、監査役分が年額30,000千円以内であります。
- また、2015年3月27日開催の第51期定時株主総会において、従来の取締役の報酬とは別枠にて、年額40,000千円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、決議をいただいております。

(4) 役員報酬等の額の決定に関する方針

① 役員報酬等の額の決定に関する方針の決定方法

取締役報酬等の額の決定方針については社外取締役を含む取締役会の決議により、監査役報酬等の額の決定方針については監査役の協議により決定しております。

② 役員報酬等の額の決定に関する方針の内容

A. 役員報酬等の基本的な考え方

当社の役員報酬等については、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計する。

B. 役員報酬等の内容

a. 取締役報酬

固定報酬（基本報酬）及び業績連動報酬（賞与及び株式報酬型ストック・オプション）で構成する。ただし、社外取締役、非常勤取締役については、監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、株式報酬型ストック・オプションの総額は株主総会が決定した株式報酬型ストック・オプション総額の限度内において取締役会にて決定する。

基本報酬の水準は、他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については、業績、役割や責務を勘案して決定する。賞与総額は、当社の業績に応じて設定し、各取締役の賞与については、役位を勘案して決定する。株式報酬型ストック・オプションは、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与するもので、各取締役の割当数は、役位・業績等を勘案して決定する。

b. 監査役報酬

基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、各監査役の報酬については、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して監査役の協議により決定する。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外監査役	水城実	水城会計事務所 所長 株式会社真善美経営コンサルティング 代表取締役 株式会社タカシヨー 監査役	いずれの兼職先とも重要な取引その他の関係はありません。

(注) 桂靖雄氏は、2019年1月25日付で株式会社エイチ・アイ・エスの社外取締役に就任しておりますが、同社との重要な取引その他の関係はありません。

② 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	桂 靖 雄	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	前田史郎	当事業年度に開催された取締役会16回のすべて、また監査役会には13回のすべてに出席し、業務執行状況や意思決定の適正性を確保する立場から、適宜発言を行っております。
	水城 実	当事業年度に開催された取締役会16回のすべて、また監査役会には13回のすべてに出席し、専門的見地からの観点を含め、適宜発言を行っております。
	潰瀧順一	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、また監査役会には13回のうち12回に出席し、長年にわたる行政分野の知識と経験に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	37,600千円
------------------------	----------

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,600千円
--------------------------------	----------

- (注)
- 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等について確認を行い、監査役会にて協議のうえ、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
 - 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められるなど、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合は、当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(取締役会における決議の内容の概要)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決定した事項は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定める。
- ② 当社は、取締役会の直属機関である「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する行動規範及び具体的な遵守事項を定め、周知徹底する。
- ③ 取締役は、社内及び社外（弁護士）に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理する。
- ④ 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査を実施する。
- ⑤ 従業員の法令・定款違反行為については「就業規則」に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については、「役員倫理規程」「役員就業規則」に従い処分を決定する。
- ⑥ 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「文書管理規程」に基づき保管責任者が適切に保存・管理し、これらを閲覧できる状況とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。
- ② 会社の情報資産に係るリスクについて、「情報リスク管理規程」に基づき情報リスク管理責任者を設置し、情報リスク管理責任者はリスクの発生を最小限に抑え、またリスクが発生した場合の影響範囲を最低限にするよう内部規程の整備や対策の実施を行う。
- ③ ISO9001、ISO20000、及びISO27001の認証を受け、品質管理及び情報セキュリティ管理に取り組む。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を隨時開催し、経営に関する重要事項について職務の執行の決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく職務の執行について、「職務権限規程」等の社内規程に基づき権限委譲を行い、取締役の職務執行の効率化を図る。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及びその子会社からなる企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

当社は現在、子会社を有していないものの、将来において子会社を有した場合には、以下の体制を整備する。

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を適確に把握するため、子会社に対し、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的に報告を求める。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」において、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理を行う。
- ④ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は子会社に、その役員及び従業員が「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、適正かつ有効な職務の執行に努める体制を構築させる。
 - ・内部監査室は、子会社の業務活動の適正性及び有効性について、定期的に監査を実施する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 当社は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき従業員（監査役スタッフ）として適切な人材を配置する。
 - ② 監査役スタッフに対する指揮命令は、監査役が行うものとし、監査役スタッフの人事（評価・異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。
 - ③ 当社は、監査役スタッフに関し、監査役の指揮命令に従う旨を社内に周知徹底する。

- (7) 当社グループの取締役・監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社は現在、子会社を有していないものの、将来において子会社を有した場合には、子会社に対しても以下の体制を整備する。

 - ① 当社取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じ監査役に報告を行うほか、必要に応じ、遅滞なく報告を行う。
 - ② 当社取締役及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他重要な事項を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

- ③ 子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 「コンプライアンス相談窓口」の担当部門は、当社グループの役職員からの相談・通報の状況について、必要に応じ、当社取締役、監査役及び取締役会に報告を行う。
- ⑤ 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を設ける。
- ② 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役又は従業員等にその説明を求めることができる。また、監査役が必要と認めた場合は、いかなる会議、委員会等にも出席することができる。
- ③ 監査役は、監査の実施に当たり、必要に応じ弁護士又は公認会計士等の外部の専門家を独自に起用することができる。
- ④ 取締役は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断する。

(当事業年度における運用状況の概要)

① コンプライアンス体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する行動規範等を定めた「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」の全役職員への周知を図っております。

② 取締役会の開催状況

取締役会は月1回開催しており、臨時取締役会を含め16回開催し、法令等に定められた事項や経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

③ 監査役会の開催状況

監査役会は月1回開催しており、臨時監査役会を含め13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

④ リスク管理体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」は3ヶ月に1回開催しており、臨時開催を含め7回開催し、当社グループの企業活動に関するリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に実施いたしました。

⑤ 財務報告に係る内部統制

内部監査室は、監査役及び会計監査人とも連携を図り、策定した実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査いたしました。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率については、表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	2,759,130	流动負債	1,930,935
現金及預金	410,085	買短期入金	383,912
売掛金	1,545,740	1年内返済予定期借入金	400,000
商仕掛品	208,575	一年内返済予定期借入金	50,004
原材料及び貯蔵品	346,457	一時預金	2,157
前払費用	31,190	未払費用	334,722
繰延税金資の	137,423	未払法人税	128,878
そ貸倒引当金	42,289	未払法人税	135,449
	38,142	前預受引当金	151,540
	△774	前預受引当金	104,440
固定資産	3,436,509	前賞与引当金	126,565
有形固定資産	2,095,472	受注引当金	37,311
建物	618,845	その他の負債	10,605
構機械装置	55,409	定期借入債務	65,346
車両運搬工具	2,211	長期借入債務	373,423
器具、器具及び備	0	資産除去債務	202,489
土地	238,545	長期借入債務	12,677
リース資産	1,141,138	前受けるもの	38,014
建物	13,782	の負債	113,986
設備	25,540	の負債	6,255
無形固定資産	1,018,999	負債の部合計	2,304,359
のれん	59,995	純資産の部	
商標権	185	科目	金額
ソフトウェア	778,296	株主資本	3,842,623
ソフトウェア仮勘定	180,522	資本剰余金	787,906
投資その他資産	322,036	資本準備金	865,493
投資有価証券	19,000	その他資本	862,925
出資	30	の他剰余金	2,567
破産更生債権等	2,109	利益剰余金	2,189,346
長期延税金資	80,468	利息剰余金	7,500
そ貸倒引当金	93,603	その他の利息剰余金	2,181,846
	129,446	別途積立金	190,000
	△2,621	繰越利益剰余金	1,991,846
資産の部合計	6,195,639	自己株式	△122
		新株予約権	48,656
		純資産の部合計	3,891,280
		負債及び純資産の部合計	6,195,639

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

[2018年1月1日から]
[2018年12月31日まで]

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,685,326
売 上 原 価		7,009,516
売 上 総 利 益		2,675,809
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,171,376
營 業 利 益		504,433
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	350	
不 動 产 賃 貸 料	16,330	
店 舗 改 装 等 支 援 金 収 入	3,000	
そ の 他	5,583	25,269
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,571	
不 動 产 賃 貸 原 価	7,809	
そ の 他	1,520	15,901
經 常 利 益		513,801
特 別 利 益		
そ の 他	59	59
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	151	151
税 引 前 当 期 純 利 益		513,708
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	225,126	
法 人 税 等 調 整 額	△31,774	193,351
当 期 純 利 益		320,356

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔2018年1月1日から〕
〔2018年12月31日まで〕

(単位：千円)

資本金	株 主 資 本						
	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	
当期首残高	787,906	862,925	2,567	865,493	7,500	190,000	1,748,972
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△77,482
当期純利益							320,356
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	242,874
当期末残高	787,906	862,925	2,567	865,493	7,500	190,000	1,991,846

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計		
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計				
	利益剰余金 合計						
当期首残高	1,946,472	△37	3,599,835	36,978	3,636,814		
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△77,482		△77,482		△77,482		
当期純利益	320,356		320,356		320,356		
自己株式の取得		△85	△85		△85		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				11,678	11,678		
事業年度中の変動額合計	242,874	△85	242,788	11,678	254,466		
当期末残高	2,189,346	△122	3,842,623	48,656	3,891,280		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

会計監査人の監査報告書

謄本

独立監査人の監査報告書

2019年2月20日

株式会社 サイバーリンクス
取締役会 御中

有限責任監査法人 ト一マツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 美馬和実	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤川賢	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 桂雄一郎	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバーリンクスの2018年1月1日から2018年12月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月21日

株式会社サイバーリンクス 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	前 田 史 郎	印
社外監査役	水 城 実	印
社外監査役	潰 瀧 順 一	印

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山市友田町五丁目18番地

ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA

TEL 073-425-3333 (代表)



交通

- JR「和歌山駅」中央改札口より徒歩1分
- 南海「和歌山市駅」より車で約15分
- 「関西国際空港」より車で約50分
リムジンバス（空港↔和歌山駅）